

家畜衛生だより



令和元年8月第21号(豚)
 東部・北部家畜防疫獣医師会
 (公社)千葉県畜産協会
 東部家畜保健衛生所
 TEL: 0475(52)4101
 FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

飼料添加物「テトラサイクリン系物質」が 使用できなくなります！！

家畜の増体や飼料効率の向上のために飼料に混ぜて与えられている飼料添加物のうち、「テトラサイクリン系物質」※が、令和元年12月27日(予定)以降、使用できなくなります。

使用禁止後、テトラサイクリン系物質を含有する飼料を使用すると、飼料安全法違反となりますので御注意ください。

在庫がある方は、今のうちに使い切りましょう！！

※テトラサイクリン系物質: アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリン

裏面の拡大

与え方
 ●鳥は食べすぎることはありません。鳥が食べたがる量を十分与えて下さい。
 ●エサ箱が、水やフンで汚れた場合は、新しいエサに取り替えてください。

製造年月 平成〇年〇月
 飼料の名称 愛玩用ヒヨコ、ウズラのエサ
 飼料の種類 幼すう用、うずら(産卵中のものは除く)用飼料
 製造業者の名称及び住所 ○〇飼料株式会社
 ○〇県〇市1丁目2番3号
 製造事業場の名称および所在地 ○〇飼料株式会社
 ○〇県〇市1丁目2番3号

正味重量 1kg
 成分表 粗たんぱく質 ○%以上
 粗脂肪 ○%以上
 カルシウム ○%以上

含有する飼料添加物の名称及び量

●●●●●※ 〇g/トロン、ビタミンA、ビタミンD₃、ビタミンE、ビタミンB₁、ビタミンB₆、葉酸...

原材料名等

原材料の区分	配合割合	
穀類	〇%	とうもろこ
植物性油かす類	〇%	大豆油か
こうこう類	〇%	フスマ
⋮	⋮	⋮

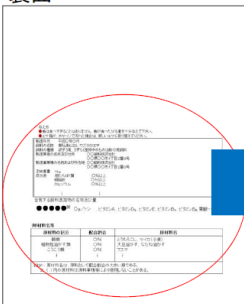
●●●●●には、
**「アルキルトリメチルアンモニウム
 カルシウムオキシテトラサイクリン」**
 又は、
「クロルテトラサイクリン」
 と記載されています。

(注)1. 原材料名は、原則として配合割合の大きい順である。
 2. ()内の原材料は原料事情等により使用しないことがある。

テトラサイクリン系物質を添加した飼料の例

表面

裏面



豚の様子がおかしいな、と思ったら...

東部家畜保健衛生所

Tel.0475-52-4101

※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください

愛知県で豚コレラ発生！（国内35例目）

所在地	愛知県豊田市(35例目)
飼養頭数	307頭
経緯	8月8日 飼養豚の異常報告を受け、立入検査を実施。 8月9日 疑似患畜と判定。

☆☆☆☆☆☆農場の衛生管理の注意点について☆☆☆☆☆☆

以下の4点について特に気を付けましょう！！

1 農場への野生動物侵入防止対策



2 人・車両等の出入り対策及び作業員への教育・訓練

3 と畜場への生体出荷車両の消毒の徹底



4 飼養豚の観察と早期通報の徹底

豚の人工授精に係る技術研修会の開催について

県内で養豚業を営む方や従事する方を対象に、豚の人工授精に係る技術研修会が開催されます。なお、本研修では家畜人工授精師の免許取得はできません。

申込受付：令和元年9月2日(月)～9月27日(金)

開催日時：令和元年10月28日(月)～10月30日(水)

開催場所：千葉県畜産総合研究センター(千葉県八街市八街へ16-1)

詳細は千葉県畜産課HPを御参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/shinnkou/butajinnkoujyusei.html>

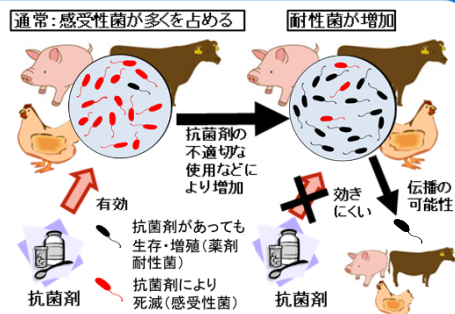
飼料添加物「テトラサイクリン系物質」の指定取消しについて

—薬剤耐性対策を進めるため、抗菌性飼料添加物の指定を見直していきます—

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

薬剤耐性対策の推進

抗菌剤の使用により増加した**薬剤耐性菌**（抗菌剤が効かない細菌）は、人や家畜の治療を困難にします。この問題は国際的な重要課題となっており、わが国も「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を策定し、政府として薬剤耐性対策の取組みを進めているところです。



薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は動物用医薬品のほか、**家畜の増体や飼料効率の向上**のために飼料に混ぜて与える**飼料添加物**として、使用されています。家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

飼料添加物のリスク管理措置について

農林水産省では、食品安全委員会のリスク評価において家畜での使用により人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるとされた**抗菌剤**については、**飼料添加物としての指定の取消**を行っています。

そのため、**テトラサイクリン系物質***については、**飼料添加物としての指定を取消し、使用を禁止**します（令和元年12月27日予定）。



また、抗菌性飼料添加物の使用を禁止した時に**農家段階で当該飼料添加物添加飼料が残らないよう**、販売店や農家での在庫を使い切ることが必要です。

使用禁止後、当該抗菌性飼料添加物を含有する飼料を使用すると**飼料安全法違反**となりますので、ご注意ください。

*：アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン及びクロルテトラサイクリン



国産畜産物に対する消費者の皆様の信頼に答え、また家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

薬剤耐性対策の詳細は、農林水産省HP及びyoutube（動画）に掲載しています。

農林水産省 抗菌性物質

検索

農林水産省 AMR 動画

（動画）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/koukinzai.html>

（動画） http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/amr_movie.html

